

令和3年第8回菊池市教育委員会会議録

日 時 令和3年8月23日（月）午後1時30分
場 所 キクロス大研修室
出席者

教育長	音光寺 以 章
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	渡 邊 和 雄
教育委員	増 永 幸一郎
教育委員	城 聡 子
教育部長	木 下 徳 幸
教育審議員	久 保 敦 嗣
学校教育課長	村 田 義 喜
生涯学習課課長	古 庄 和 彦
社会体育課長	倉 原 桂 一
学校給食管理室長	富 田 信 幸
菊池市中央公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹（欠）
学校教育課指導主事	長 尾 浩 史
学校教育課指導主事	木 村 誠 希
学校教育課総務係長	磯 田 貴 博

16 / 17人

日 程

1. 開 会
2. 議事録承認
3. 教育長の報告
4. 議案案件
議案第29号 第3期菊池市教育振興基本計画の策定について（学校教育課）
5. 報告案件
報告第24号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況（2021年7月末現在）について（学校教育課）
6. その他
7. 教育委員会各課からの事務連絡等
 - ①行事予定について
 - ②次回の教育委員会議
令和3年9月22日（水）13：30～ キクロス大研修室

開会

音光寺教育長 全員おそろいですので、始めたいと思います。

ただいまから、令和3年第8回菊池市教育委員会議を開催いたします。

よろしくお願いします。

本日の教育委員会議に傍聴の申し入れがっておりますので、菊池市教育委員会会議規則第12条の規定に基づきまして、これを許可したいと思います。傍聴を許可する範囲は議事案件のみとさせていただきたいと思いますが、御異議はありませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、異議がありませんので、傍聴を許可する範囲は議事案件のみと決定いたします。

では次に、会議の次第に従い、会議録の承認についてを議題とします。

菊池市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、令和3年第5回臨時菊池市教育委員会及び令和3年第7回菊池市教育委員会並びに令和3年第6回臨時菊池市教育委員会の会議録に記載した事項について、異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、異議がありませんので、令和3年第5回臨時菊池市教育委員会及び令和3年第7回菊池市教育委員会並びに令和3年第6回臨時菊池市教育委員会の会議録については、承認することに決定いたします。

次に、教育長の報告につきまして、私より報告をさせていただきます。

資料を御覧ください。

まず、動静についてですが、7月26日、文化財保護委員会が行われました。菊池高校の小学校児童への学習支援の開校式に出席し、挨拶をしております。

7月27日、菊池地域計画対策委員会が行われました。

29日、菊池市内の小中英語教育研修会を半日の開催で行いました。それと、菊池高校第2回学校運営協議会に参加しております。

7月30日、菊池市内特別支援教育研修会と市長表敬訪問、全国大会、九州大会出場者の中学生が参りました。9団体32名も来ていただきまして、非常に市長も喜んでいらっしゃいました。

8月2日月曜日、高校生のためのビジネスプラン作成講座がっております。

3日庁議、5日菊池市子ども議会が行われました。

10日火曜日から13日金曜日、プラチナ未来人材育成塾が開催されました。これは、オンラインで菊池市内の8名の生徒が参加しました。大学の先生方による講義、それからワークショップという形で、非常に内容の濃い、将来の地球環

境や経済のこと、人権のこと等を広く学ぶことができ、菊池市の子供たちも意見発表しておりました。

17日庁議、18日が市内小中学校校長会議と市長定例記者会見が行われました。

20日の学習センターの運営協議会は、延期になりました。

本日、教育委員会、奨学会議が行われます。

では2番目に、市内校長会議で私が伝えたことを御報告いたします。

まず、最初の挨拶としまして、先ほど言いましたように、子供たちの活躍が非常に見られること。それと、児童生徒の事故がなかったということについて、感謝申し上げたところです。

今、非常に新型コロナウイルス感染症が増えており、県下にクラスターが発生していること。小学校の職員、また児童クラブの職員と児童が感染しているということです。非常に危機感を持って対応していただきたいということを伝えました。12歳以上のワクチン接種が菊池市のほうで開始されましたけども、接種の有無等によるいじめや差別が起きないことを話しました。あと、台風や大雨への対応、通学路の危険箇所への対応につきましては、その報告を受けて、こちらのほうで対応しているということを伝えております。

2番目の学力向上につきましては、全国学力・学習状況調査の結果が月末に出るということで、分析をして今後の指導に生かすということです。

それとICTを生かした家庭学習の質的向上ということで、タブレットの持ち帰り、その活用等を言っております。そしてチームズによる健康観察の実施、遠隔授業の準備をするようにということで、コロナが増えておりますので、まず、健康観察から始めて、遠隔授業ができるような体制を早めにとるということをお願いしております。

三つ目、いじめ不登校の対策につきましては、不登校傾向児童の事前の取組ということで、担任、担当をはじめ適応指導教室、心の教室を含めて、事前に子供たちに、学校が始まる前に連絡をとって、日頃の生活の状況とか、宿題等に困ってはいないかどうかとか、そういったところの判断情報を集めて、学校が再開したときにスムーズに登校できるような状況にしておくように言っておきました。それと、この長期休業明けに自殺者が増えているということで、心の問診票をとっておりますので、そういったところで気になる生徒については、必ず声かけ等とか、悩みごとがあったら相談を受けるという体制をとってほしいと言っております。

4番目、人権教育啓発の充実についてということで差別事件に対する市長、前教育長のコメントも、先生方に配付していただいて、人権同和教育課から出されております研修資料を使って校内研修を行うようにお願いしております。

次に、教職員の不祥事防止ということで、交通事故、セクハラ、体罰等については、繰り返し伝えることと、そこに書いてある通知文をしっかりと活用してほしいということです。

六つ目の働き方改革は、そこにありますように、通知文が出ていますので、それを見て学校での対策をやるということをお話ししております。

その他、管理職選考考査とか初任者研修についてお話をしました。初任者研修は、1日の研修の予定でしたけど、コロナが非常に増えてきましたので、Z o o mで半日、私の講話と菊池一族のことについて講話をしております。

今後の予定ですけれども、8月25日から菊池市議会が開会されます。そのあと委員会一般質問等が出まして、9月5日のサマースクールは、新型コロナの影響で中止になりました。

9月7日の菊池郡市陸上中体連は、無観客で行うということだそうです。

10日には市の適応指導教室の連絡会、15日に市の校長会議と教育支援会議を行います。

16日が七城小学校の総合訪問です。

17日が議会常任委員会です。

21日に庁議、22日が教育委員会議、総合会議になっております。それと、付け加えですけれども、明日臨時の小中学校長会を開きまして、コロナ対策について再度学校側のほうに注意事項を、注意喚起して徹底したいと考えております。

最後になりますけれども、うれしいお知らせで、菊池南中学校の女子剣道部が、金曜日に全国大会で優勝しまして、初めて全国制覇ということを成し遂げております。これもひとえに皆さんの御声援のおかげだと深く感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

ただいまの報告につきまして、質疑等はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、ないようですので、これで教育長の報告については終わります。
ここで暫時休憩をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(休 憩)

音光寺教育長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴者の方にお伝えします。傍聴者には発言権等はありませんので、会議中の私語、談話、拍手などはなされないようお願いいたします。また、傍聴は議事案件のみとさせていただきますので、議事が終了しましたら、退席をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、これより議事に入ります。

議案第29号第3期菊池市教育振興基本計画の策定についてを議題とし、事務局から説明をお願いいたします。学校教育課、村田課長お願ひします。

村田学校教育課長 改めまして、こんにちは。学校教育課でございます。

本日は、私のほかに釘山学校教育指導員が同席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第29号、第3期菊池市教育振興基本計画の策定について御説明申し上げます。

この議案の提案理由としましては、教育基本法第17条第2項に基づき、第3期菊池市教育振興基本計画を次のとおり作成する必要があるものでございます。

それでは、説明いたします。

最初に、今回、パブリックコメントが載っておりますので、それについて説明いたします。パブリックコメントは、令和3年6月28日から令和3年7月25日までの1か月間行いました。それぞれの章で44件のコメントが寄せられたところでございます。御意見の取扱いにつきましては、資料に記載してあるとおりでございます。

お手元の資料を御覧ください。

まず、1番の反映、「ご意見を踏まえて素案を修正したもの」、これが44件のうち2件でございます。2番の補足、「ご意見に対して、教育委員会の考えで補足説明するもの」が27件でございます。3番の参考、「今後の取組の参考とさせていただくもの」が15件でございます。4番のその他、「ご意見やご感想、素案以外へのご意見」はありませんでした。

それでは、それぞれの御意見につきまして、教育委員会としての考え方をまとめましたので、全44件について、貴重な御意見でございますので、長くなりますが、御意見と考え方について読み上げた上で、説明に代えさせていただきたいと思っております。

なお、類似のコメントにつきましては、まとめて報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1番でございます。これは価値観についての御意見でございます。読み上げます。

御意見としましては「P5 (2) 子どもを取り巻く環境の変化、②4行から5行にかけて「～集団や地域よりも個人や家族を重視する傾向～」十分に尊重されなければならない価値観です」という御意見でございます。それに対しまして教育委員会としましては「日々子どもを取り巻く環境は、第2章に示しているように目まぐるしく変化しています。御指摘の通り、これまで培ってきた十分に尊重されなければならない価値観も大切にしながら子どもたちの健やかな成長のために、どちらの価値観（個と全体のバランス）も尊重しながら誠心誠意対応していきます」ということにしております。

2番目、「P5 (2) ③最後の行「ICT機器等を活用した指導方法の工夫～」云々、対面の授業が基本である方針を堅持すべきである」という御意見でございます。これにつきましては「新型コロナウイルス感染症の流行で、従来の授業等では感染が心配され、オンライン授業等の新しい授業形態を確立して、子どもたちの学びを止めないようICT機器等を活用した指導方法の工夫をしてき

ました。今後も時代の流れや社会の動きにも対応できるように、これまで同様、授業等にICT機器を効果的に活用し、学びを豊かにするとともに、対面授業の良さも十分に取り入れた効果的な授業を創造し、学びを実感できる授業改善に向けて取り組んでいきます」。

2番と30番は、授業に関する御意見でございました。

30番「P10 施策2、教師が「本来行うべき教育に関する業務に専念できる」体制の整備は是非お願いします。学校教育の中心は授業ですから、充実した授業のために先生方が教材研究の時間を十分とれるよう、御配慮下さい」。これにつきましては「教師が「本来行うべき教育に関する業務に専念できる」体制の整備は、本計画でも重要であると捉えています。また、授業の大切さや充実した授業を行う上で、教材研究の時間の確保は授業の質を高めるために必要不可欠なものです。今後もそのような体制整備に向けて力を注いでいきたいと考えています」。これにつきましては、3番を参考にさせていただきます。

次に、3番と39番でございます。これは地域学校協働活動に関わる分でございます。

「P8 (3) ②の最後の行「地域学校協働活動」の教師の更なる労働強化にならないかと危惧されます」。これにつきましては「「地域学校協働活動」は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。そして、その事業の計画づくりや体制整備等については、市教育委員会が担い、また、各種活動の企画及び連絡・調整等は、教育委員会が配置した地域学校協働活動推進員及び統括推進員が担っており、教職員は、教育活動により専念できる事業になっています。本事業を推進することは、「学校教育の活性化」と「地域の活性化」を図ると同時に、学校現場の負担軽減につながる事業として推進しています」。という御意見に対しましては、②の補足ということで処理をしております。

続きまして39番でございます。「P18 地域学校協働活動について、「地域学校共同活動」が新たに設けられていますが、またさらに学校現場に重くのしかかってくるのではないかと危惧します。立ち上げるための計画づくり、実施していくための諸活動などどれだけの時間と労力がかかるのか心配です。子どもにとっても負担増にならないか心配です」。この意見に対しましては、「「地域学校協働活動」は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。そして、その事業計画づくりや体制整備等については、市教育委員会が担い、また、各種活動の企画及び連絡・調整等は、教育委員会が配置した地域学校協働活動推進員及び統括推進員が担っており、教職員は、教育活動により専念できる事業になっています。本事業を推進することは、「学校教育の活性化」と「地域の活性化」を図ると同時に、学校現場の負担軽減につながる事業として推進しています」。これにつきましても、②の補足とさせていただきます。

次に、4番、38番、42番、これは人財という表現についての御意見でございます。「P9 頻出する「人財」という表現、「人財」という語は、広辞苑や国語辞典にもなく、最近の新しい表記のようですが、本来の表記は「人材」であって「人財」は、社会・経済情勢の変化に伴う当て字であり、「社会的財産」という意味合いには、変わらない。ここに記されている「チャレンジし続ける人財」「未来を担う人財」等は、全て社会・経済情勢の変化によって出現する「グローバル社会」をどう生き抜くかという「社会的人的財産群」であり、「人」としての「個」を見えなくしています。一律に「社会・経済情勢の変化に役立つべき「人財」の育成として、義務教育が働くとき、そこには同調圧力的空気が顕在し、現場には新たな苦悩と混乱が生じるのではないかと案じられます」。これにつきましては「菊池市教育大綱では、注釈に「人は宝（財産）であり、人を大切にしたい」という考え方が示されています。その考え方は、教育の根幹として教育基本計画にも受け継がれており、このかけがえのない子どもたちを大切に育てていきたいという考え方は、教育基本計画全体にも脈々と流れています。「人財」という文言を未来志向的に捉えて、子どもたちを育てていくのが社会（大人）の責任であると思います」。

同じく38番「P9、10 「人財」の表記について、「人財」という言葉には、社会で役立つことが第一義的なイメージがあります。もちろんそれは大切なことですが、人は生きていることそのものに価値があり、幸せに生きる権利があると思います。子どもに関する箇所においては「人財」を「子ども」に、大人に関する箇所においては「市民」という表記が適切かと思えます」。これにつきましても「菊池市教育大綱では、注釈に「人は宝（財産）であり、人を大切にしたい」という考え方が示されています。その考え方は、教育の根幹として教育基本計画にも受け継がれており、このかけがえのない子どもたちを大切に育てていきたいという考え方は、教育基本計画全体にも脈々と流れています。「人財」という文言を未来志向的に捉えて、子どもたちを育てていくのが社会（大人）の責任であると思います」ということで、同じく補足でございます。

次に42番でございます。「P9～P10 基本方針について、「人財」という言葉の多用が気になりました。私の感覚では「人財」は「人材」と結びつき、「活用する」とか「有用である」といった印象に結びつきます。すべての子どもを尊重する公教育の立場を考えると、違和感があるように感じます。全てとは言いませんが、可能な箇所は「子ども」「市民」という言葉に置き換えることはできないでしょうか」。これにつきましても「菊池市教育大綱では、注釈に「人は宝（財産）であり、人を大切にしたい」という考え方が示されています。その考え方は、教育の根幹として教育基本計画にも受け継がれており、このかけがえのない子どもたちを大切に育てていきたいという考え方は、教育基本計画全体にも脈々と流れています。「人財」という文言を未来志向的に捉えて、子どもたちを育てていくのが社会（大人）の責任であると思います」ということで、これも②の補足で捉えております。

次に、5番、6番、7番、23番でございます。これにつきましては、男女共同参画と人権教育についての御意見でございます。

まず、5番でございます。「P13 (2) 豊かな心の育成(取組2)、「子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、～前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う。」その文言が、社会・経済情報の変化に伴い求められる人物像として、上位政策にも掲げられていますが、質・量ともに多すぎではありませんか。現実的で簡潔な柱立てにすることでわかりやすくなると思われませんか。これにつきましては「御指摘ありがとうございます。質・量ともに多く感じられていると思いますが、豊かな心を育成する場合に必要な資質能力を示しています。子どもたちの心豊かで、より良い生き方を育んでいくためには、これらの具体的な資質能力が大切です。それだけ豊かな心の育成は、深く、広く、かけがえのないものと捉えています」。これにつきましては③の今後の参考にさせていただくものでございます。

次に、6番。「P14 ②事業内容のイ・道徳教育、教科に馴染まない議論の分かれる科目ですが、子ども、教師の負担がさらに増幅することが危惧されます。これにつきましては「道徳の授業時数は、年間35時間(小学校1年34時間)となります。時数が増えるという負担はありませんが、道徳の授業を行う教師の授業力を高めていくことで、子どもたちの道徳心が向上していきます。そのためには、考え議論する道徳や、意見交換など主体的な対話の場を授業に位置付けることが必要になります。教師が、授業づくりが楽しくなることで、子どもたちの深い学びにつながります。また、前向きに教材研究に取り組むことで、子どもたちの笑顔が増え、教師の授業を負担に感じるものが軽減できることにつながっていくと考えます」。これにつきましても③の参考にさせていただきます。

次に、7番でございます。「③目標指数、「男女共同参画社会を目指した道徳授業実施率」の記述は、男女共同参画社会を目指すのは、道徳上の問題だとの誤解を招きかねない表現です」。これにつきましては「御指摘のとおり、誤解を生む表現でしたので「道徳の授業における男女共同参画社会を取り入れた実施率」に訂正します。文部科学省や県から、道徳の授業において男女共同参画社会を目指した授業を実施するようになっています。学習指導要領における道徳は、内容項目のまとまりを4つの視点で示してあり、その視点ごとに目標が設定してあり、男女共同参画社会に関する授業も、道徳のねらい(自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。)から外れるものではありません」。これにつきましては、御意見のとおり内容を考え、①の反映とさせていただきます。

次に、23番です。「P13、14 豊かな心の育成(取組2)、豊かな心の育成の①具体的施策に、なぜ人権教育が入っていないのでしょうか。入れるべきだと思います。次に「男女共同参画」が入っていますが、憲法第14条でも明らかにように、これはP14でも「男女の平等」と書いているように、③目標指標の「男女共同参画社会を目指した道徳授業実施率」とありますが、道徳の授業ではないと思います。人権学習だと思います」。これにつきましては「男女共同参画

の目的は、「人権教育の中の男女平等を基盤にして、『政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会を形成する』」ことであり、人権教育と重なるものの包含されるものではありません。国の第3期基本計画の施策にも、人権教育と男女共同参画は、別々にあげられています。人権教育については、菊池市教育大綱の流れから取組5に入れて質・内容ともに深めていくようにしています。当然、人権問題の一つである「男女の平等」は、その中で取り扱うようにしています。また、前述のようにP14の③目標指標は、「道徳の授業における男女共同参画社会を取り入れた実施率」にしました。これは②の補足でございます。

続きまして、8番でございます。これは、教育に関する他課の介入についてでございます。「P19 ④関係各課等との連携、○3項（市長公室：総合調整）は、連携実務において過介入をしない、教育の独立性を尊重する姿勢が重要です」。これにつきましては「関係法等の改正により地方公共団体の長が、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に施策を講じることが明示されています。しかし、これは、教育委員会の事務を管理し、又執行する権限を与えるものではありません。従って、学校教育活動の充実に向け、地域各種団体及び庁内各課に支援を依頼する際に、市長公室はあくまで連絡窓口としての役割を担い、より効果的な取組につなげるものであり、過介入や教育の独立性を損なうことはありません」。これにつきましては、②の補足にさせていただきます。

次に、9番、28番、33番につきましては、英語教育に関する御意見でございます。まず9番の「P27 (1) 菊池と世界をつなぐ人財の育成(取組13) ②ア、英語教育の充実と対策、今日の英語圏のみに発展や希望がある訳ではないので、英語圏に限って展望することには無理があります。強化される英語教育が教師と子どもたちに今以上の負担増とならない配慮をしつつ、基本計画(案)は、地球は文字通り多彩な言語世界であることを内包すべきです」。これにつきましては「ご意見ありがとうございます。熊本県教育振興基本計画(第3期くまもと「夢への懸け橋」教育プラン)に「英語教育日本一」が掲げられています。本基本計画は県の基本計画に参酌して整合性を図っており、英語教育に力を入れていくこととしています」。ということで②の参考にさせていただきます。

次に28番、「P7 (1) 学校教育について、①「英語科に課題が見られ」とありますが、今年度から使われている教科書は語句も文法事項も非常に多く、文章は長く難しく、情報も大量で、「英作文の能力等」どころか、教科書の理解もままならない英語嫌いの中学生がたくさん出てくるのでは、と危機感を持っています。教科書会社に問い合わせたところ、社会のニーズが変化したので、それに合わせて教科書も難しくせざるを得ない、というお答えを頂きました。子ども本位とは言えない今回の教科書の改訂でした。中学校の英語科の先生方で率直な御意見を出し合い、「ガンバレ」以外の実際的な対策をたてていただきたいです。例えば、菊池市の中学生は教科書のここまで習得すればよい、という基準を設けるなど。日本語も大切、他の科目も大切です。英語教育に偏らないよう、お願い

します」。この意見に対しましては「中学校の英語の授業で使用する教科書は、中学校新学習指導要領に沿った内容が掲載されたものが使用され、教科書の採択で、採択された教科書を使用することになります。中学校の英語科の先生方も、様々な研修会等を通して、英語授業の質を高めるよう努力されています。菊池の子どもたちにとって苦手な英語が、授業改善等を通して、得意な英語に変容していくことを願っています。また、御指摘のように、日本語も大切です。他の教科も大切です。英語教育だけに偏らない、バランスのとれた教育について、今後も大切にしていきたいと考えています」。これも、②の補足にさせていただいております。

次に、33番、「P27 グローカルな人財を育てる、②事業内容、ア菊池市英語検定料補助金を活用した英検の受験者の向上と③目標指数「中学校卒業段階での英検3級相当取得率」について。英検のテストは学習者の動機付けになり、ある程度は力が測れるものだと感じますが、学校英語とは別の「実用英語」の検定試験です。個人的に受験するのは結構だと思いますが、自治体が目標指数まで掲げるほどのものなのか？ 少々疑問です。英検の合格率を上げるために英語科の先生方のお仕事が増えることがないよう、御配慮下さい。改訂版の教科書で教えるだけでもかなりご苦労されているのではないかと想像しております。質問：英検の他に漢検や数検もありますが、英検だけに補助金があるのでしょうか？」ということでございます。これにつきましては「熊本県教育振興基本計画（第3期くまもと「夢への懸け橋」教育プラン）に「英語教育日本一」が掲げられ、令和5（2023）年度までに中学校3年生の英検3級相当取得率について40%を目標に設定しています。本基本計画は県の基本計画を参酌して整合性を図っており、英語教育に力を入れ、英検3級相当取得率によっても成果を図っていくこととしています。また、補助金については、英検のみとなっています」。これも②の補足にさせていただいております。

続きまして、10番、32番でございます。これは、歴史教材による教育についての御意見でございます。「P34 （1）伝統文化・文化財をまもる、伝える、活かす（取組19）、郷土の歴史・文化等は、ロマンや誇りを育てる優れた教材ですが、公教育の場でそれを取り上げるときの留意事項は、歴史は科学であるという認識であり、史実を客観的に正確に伝えることです。そうすることで常に情緒に傾くことなく、大きな歴史の流れを広角的に捉え、客観的かつ正確に評価し、それぞれがロマンや誇りを紡ぎつつ郷土への愛を育てていくでしょう」。これにつきましては「（取組19）につきましては、学校教育だけでなく、市民を対象とした生涯学習の一環ととらえています。解明されている事実に基づき、地域に根差した伝統文化や文化財を、守り継承していくことを通じて、郷土への愛着が育まれていくものと考えております」。これも②の補足にさせていただいております。

続きまして、32番「P22 郷土を愛する心を育てる、②事業内容「～のほか、菊池一族や菊池川流域日本遺産などを中心にした出前講座の実施などにより、児童生徒への周知啓発を図る」とありますが、「菊池一族」は、そのサイトにも

書かれています通り「男達の物語」であり、主だった人物は男性ばかりです。時代的な制約があり仕方がないとは言え、出前講座の中心にすえて子ども達への周知啓発を図るには、偏った題材ではないでしょうか？」これにつきましては「菊池一族」等の出前講座は、先人から受け継がれてきた歴史を絶やすことなく後世に残していく活動の一つとして考えています。登場する人物の多くは男性ですが、郷土の歴史や文化を愛する心を育むための題材としては適していると思われまますので、ふるさとの誇りある歴史・文化として今後も伝承していきます」。これも②の補足にしております。

次に11番でございます。特別支援教育についてでございます。「P41、42 この2ページは、今最も必要とされていることが約束されています。見えにくい子どもの実相、家庭や保護者の実態には、今日、特有の憂慮すべき課題があると思われまます。基本計画（案）により、財政措置とともに、より温かくその深層に眼差しを注ぎ、状況の改善と当事者の救済に御尽力ください」。これにつきましては「ご意見ありがとうございます。「誰一人取り残さない学びの保障」の実現のためにもしっかりと取り組むべきこととなります。関係機関等との連携を強化しながら取り組んでいきます」ということで、これにつきましては③の参考にさせていただきます。

次に、12番でございます。日本語指導についての御意見でございます。「P43 (3)日本語指導の充実(取組26)③目標指標、すべて新規事業ですが、大幅な増員なしでは無理でしょう」ということでございます。「目標指標については、「誰一人取り残さない学びの保障」の実現のためにも、3つの項目とも確実に取り組むべき事項であると考えまます。関係機関等との連携を強化しながら取り組んでいくことが大切であると考えています」。これにつきましては御意見を②の補足とさせていただきます。

次に13番、学校の指導体制に対する御意見でございます。「P44 施策2、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の充実、実施事項①「各種研修等により、魅力ある優れた教師の資質・能力の向上を進めまます。～持続可能な学校指導体制を整備しまます。」については、管理職を含め、一般教職員とともに議論し、協議し、合意形成を図ってください」という御意見でございます。これに対しましては「ご意見ありがとうございます。ここについては、最低限必要なことを提示してまます。校長のリーダーシップの下、各学校の実態に応じて取り組んでいただきたいとと考えてまます」ということで、御意見を③の参考にさせていただきます。

次に、14番、25番、31番、43番については、目標値や指標の設定で数値化をはかることは教育の縛りになりはしないかという御意見でございます。

14番でございます。「P44 (1)教職員の資質・指導力向上(取組27)、③目標指標、指標の数値化は、本質的に制度を硬直化させ、それを使う側も使われる側も「数字」に縛られるという危険があります。指標という目標はあっても数値を掲げるのは、一考の必要があると思ひまます」。これに対しましては「全ての教育を数値によって測るということだけでは捉えてまます。あくまでも、子

どもたちの変容を、数値によって測ることで、だれが、いつ、どこで測っても客観性があり、比較しやすいようにしており、子どもたちや教師の頑張りを伝えやすいようにしています。決して、個人間を比較したり、数値によって子どもたちや教師を追い込んでいくものでもありません。子どもたちの学びを推進していくうえで、漠然としたものへ向かっていくことがないように、数値はあくまでも評価材料の一つとして捉えて引用しています」ということで、これは②の補足とさせていただきます。

25番でございます。「全体的（感想も含めて）に、教育に数値目標はすぐわないと思います。教育という営みが、一人一人の子ども達がどう生きるのか、そして、それがいいのかどうか、幸せなのかどうかを評価するのは子ども自身だからです。国語や算数でいい点を取ったということが人生で役に立つ部分はあったとしても、数値目標まで掲げてやることではないと思います。それこそ「郷土が育み、郷土が育む」のならば、教育に数値目標はあいません。次に数値目標の弊害があります。それは例えば、標準学力テスト前に練習問題をさせることや、国や県、市の学力調査前に練習問題を解かせることは、子どもが分かるように問題を与えて達成率を上げるというような論理で、それぞれの学校で行われていますが、本末転倒です。本来テストは、授業者と子どもに、授業の中でどれだけできたのかを確かめるものです。それは、教職員と子供の相互評価でもあるわけです。この基本的なことがないがしろになると、子どもの理解力ばかりが数値化されて行くという方向へ行き、教職員も自分の授業の振り返りではなく、子どもたちに転嫁して、問題を何度も解くことで解決するという悪循環に陥ってしまいます。

数値目標を掲げて行う教育は、本来の教育ではありません。教育というのは、いろんな人と出会い、いろんな本を読み、いろんな所に行き、そこで感じたこと、考えたこと、疑問に思ったことを持ち帰り学習を深めるものだと思います。子どもたちは、知りたいし、学びたいし、使ってみたいものです。授業で、地域の学習をしますが、石を見たり、道路や井出を見たりすることで学習を深めることができます。ICT活用を模索していますが、その有効性と弊害を実践しながら積み上げていくことが必要と思います。そこに数値目標であおられても、教職員にも子どもたちにとっても最善のものは心に残らないでしょう。数値目標がよくなったとは、卒業後の大人になった子どもたちからは残念ながら一度も聞いたことがありません。それよりも発見したことや自分と重ねて考えられたことの方がよく耳にします。

働き方改革には、確実に達成することで教職員の働きに余裕が出てくれば、よりよい教育がなされます。心に余裕があれば、子どもたちの良さや能力を引き出した授業ができます。しかし、数値目標や、あれをしなければならぬ、これをしなければならぬといった状況では、子どもからスタートした授業にならず、しなければならぬからこじつけてやっているとなり、消極的な教育の中身になると思います。ですから働き方改革には数値目標が必要だと思います。しかし、教育活動そのものには、数値目標はすぐいません。それよりも、子ども達と話し合いを通して、何かを創り出していく方が、未来のためになると思います。各施

策が多すぎます。もっと学校現場の教職員と子ども達に任せてもらえるともっと自由な発想で特色ある教育が展開されていくと考えます」。この御意見に関しましては「御指摘の通りで、評価は評価のためにするのではなく、改善のためにするものです。そこで、指導と評価の一体化が強調されているところです。もし、評価のための評価と捉えられている状況があれば、その意識改革に取り組んでまいります。また、新学習指導要領では、評価観も変容しており、単なる知識量の評価ではなく、資質・能力の評価の質を高めるよう努力しております。御指摘のような評価観及び評価に陥ることのないよう、趣旨の周知に努めてまいります。今後も子どもたちの良さや可能性を引き出すためにも、適切な評価観に基づく、評価を行い、授業改善に努めてまいります」。ということで、これは③の参考にさせていただきます。

31番でございます。「P12～13 (1) 確かな学力の育成、②事業内容イに「全国学力・学習状況調査、県学力・学習状況調査、菊池市学力学習状況調査を活用し、成果や課題を把握・検証～」とあり、③目標指数に現状値と目標値が書かれています。数値化は「見える化」のためということですが、他との比較を数値で表すことが何を「見える化」するのか？ 疑問です。数字は単純でわかりやすいだけに私達に与えるインパクトが大きく、その上がり下がり部分にのみ注目が集まりがちです。学校には時間をかけてゆっくり習得していくタイプの生徒さんもいますし、「わからない」が重なって勉強が苦手になってしまう生徒さんもいます。指導者は生徒の疑問を大事にとりあげ、丁寧に答えながら教えていくことが必要だと思います。先生方が平均値を上げることを目標に指導をされるようになれば、限られた時間で問題を効率よく処理する力をつけることが重視され、生徒の疑問に丁寧に答えていくことはできなくなるでしょう。それでは学校は学びとはほど遠い荒廃した場所になってしまう、そのことを怖れます。単純で機械的な数値は、その背後にある、より複雑で血の通ったものを見えなくしてしまう「見えない化」を進めてしまう一面もある、ということをご認識下さい。それから、テストの数が多過ぎないでしょうか。「またテスト」と、生徒がうんざりしている、調査のためのテストを減らして下さい」。これに関しましては「数値化によって「見える化」されたものは、評価基準による学習の到達度です。授業をしましたで終わるのではなく、自分の授業で、どんな力が身に付き、どこでつまづいているのかを客観的にみとることで、指導の改善につなげていきます。御指摘のように、授業の中でも行うし、授業後の学習到達度でも行う必要があります。数値化は比較のため、という評価観を払拭するよう研修の充実も図っていきます。また、「見える化」と感じ取られるようになっていすのは、見えないものや漠然としたものへ向かっていくことがないように、数値はあくまでも評価材料の一つとして捉えています。なお、確かな学力の育成においては、テストだけではなく、家庭学習や読書などの視点を入れて、成果と課題をとらえるようにしており、テストだけで、確かな学力を図ることはありません」。これにつきましても、③の参考にさせていただきます。

次に43番でございます。「目標指標について・実施事項ごとに多くの目標指数が掲げられています。PDCAサイクルの為には数値目標があった方がやりやすいかもしれませんが、しかし、教育が数値だけで評価できるものではないことは、十分承知しておられるのではないのでしょうか。目標指数があることで、むしろ基本方針や実施事項に掲げられている理念が矮小化されているように思います。例えば、「生きる力」は学習状況調査や家庭学習取組状況で測れるものではないと思います。学校教育に関して数値目標が必要であれば、各学校の実情をふまえた上で各学校で設定してはどうでしょうか。これに関しましては、「目標指標の目的は改善です。現状をよりよくするためのものです。数値目標の考え方については、評価は評価のためにするのではなく、改善のためにするものです。そこで、指導と評価の一体化が強調されているところです。もし、評価のための評価と捉えられている状況があれば、その意識改革に取り組んでまいります。また、新学習指導要領では、評価観も変容しており、単なる知識量の評価ではなく、資質・能力の評価の質を高めるよう努力しております。御指摘のような評価観及び評価に陥ることのないよう、趣旨の周知に努めてまいります。目標指標については、基本方針を掲げて終わりにならないように目標指標があります。目標指標を設定して、現状をより良いものにしていくことで、子どもたちが健やかに成長していけることを目指しています」。ということで、これについては②の補足とさせていただきます。

次に15番でございます。「P48 (1) 幼保小中連携の推進(取組32)、②のイのいう「10の姿」とは、何ですか。幼児期は、動作や言葉の発達についての観察は重要ですが、この時期から横並びの成長を求めるのではなく、一人一人の自然な発達を待ちましょう」という御意見でございます。これに関しましては「「10の姿」平成30(2018)年に改訂された文科省の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼稚園連携型認定こども園教育・保育要領で重要なポイントとして位置づけられました。1歳児から6歳児までに養っておきたい姿を10の項目をあげて示した内容(①健康な心と体②自立心③協同性④道徳性・規範意識の芽生え⑤社会生活との関わり⑥思考力の芽生え⑦自然との関わり・生命尊重⑧数量・図形、文字等への関心・感覚⑨言葉による伝え合い⑩豊かな感性と表現)で、幼稚園、保育所、認定こども園共通の指針とされています。いずれの項目も育てるべき能力や目標点といった達成を求められる課題ではなく、あくまでも育てほしい方向性を表したものです」。これにつきましても②の補足とさせていただきます。

次に16番でございます。「P49 (2) 小中高連携の推進(取組33)、① 具体的施策・小学校高学年教科担任制の取組促進、理由は何に拠るのでしょうか。また、いわゆる「無免許」の授業の割合の高さも問題視されていますが、これにはどんな方策が用意されていますか」。これにつきましては「文部科学省が、令和4(2022)年度から小学校5、6年での導入準備を進めています。先般、体育を対象に加える方針が決まりました。中央教育審議会で、今年1月に理科、算数、英語について導入が答申されています。小学校高学年教科担任制について

は、中一ギャップの解消とともに、複数の教師が児童の教育に当たるため、様々な面からよりきめ細やかな指導の実現が可能となります。また、小学校の外国語科の必修化による小学校教師の負担感の軽減によって、働き方改革にもつながります。なお、「無免許」の問題については、TTや兼務発令による専門教科の指導となるため、「無免許」にはあたりません。これにつきましても、②の補足とさせていただきます。

続きまして17番でございます。これは菊池の教育理念についての御意見でございます。「P9 1、基本理念、文章中の『長い歴史の中で培われて受け継がれてきた「文教菊池」の理念「文武両道・廉恥礼節」を継承』には、合併前であれば旧菊池市として最適だったかもしれませんが、旭志地区に住む私にとっては、菊池一族からとった「文教菊池」や「文武両道・廉恥礼節」は、受け継がれてきた言葉ではありません。せつかく4つの市町村が合併したのですから、それぞれの旧市町村で暮らす住民が納得できる基本理念に変えてほしいと思います。例えば「郷土が人を育み 郷土が人を育む きくち」ではいかがでしょうか。これにつきましては「これまで、菊池市教育振興計画において「文武両道・廉恥礼節」を教育理念として、「文教菊池」の確立を目指して、「文武両道」の教育を「知育、体育」と位置付けし、「廉恥・礼節」の教育を「徳育」と位置付けて、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に総合的かつ計画的に取り組んできました。また、そのような取り組みを、継承しながらも、様々な社会状況の変化に的確に対応していくために新たに菊池市教育大綱が作成され、その中で、新たな教育理念として、「郷土が人を育み 人が郷土を育む 文教のまち菊池」が設定されました。今回、作成された「第3期菊池市教育振興基本計画」は、それらを継承しながら新たな教育的課題を解決していくために作成され、御指摘の部分を包括するものになっております。これから教育理念実現に向けて具体的に取組を推進していこうと考えています」。これにつきましても、②の補足とさせていただきます。

次に18番、22番、24番でございます。これは、教職員の働き方改革に関する御意見でございます。「P10—P45 施策2に関して、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の充実」の実施事項①では、働き方改革に取り組むとありP45では、①具体的施策として3つ、②事業内容として3つ挙げられていますが、ICT環境整備の促進により、益々教職員は限られた時間の中で、子どもの最善を考えて日々努力をしていますが、「業務負担軽減」と「教育の質の向上」を同列に扱われては、教職員は持ちません。それは、一人一人の教職員はどちらも大切と考えているからです。そして、「業務の削減」とは明記せずに「業務負担軽減」と表現されるのはどうしてでしょうか。文部科学省が現場の教職員から寄せられた「教師のバトン」でも明らかなように現場の教職員は、目の前の子ども達のために家庭も犠牲にしながら自分の健康も害しながら頑張っている方々がいます。それなのに「業務負担軽減」ではなく、「業務の削減」という具体的施策にならないのが不思議でなりません。そして、②事業内容では、

「業務負担の軽減」が具体的に書かれていません。③目標指標では、「働き方改革の推進度」とありますが、何をもって推進度としているのか疑問です。

次に、「時間外在校時間月上限45時間以内の教職員の割合」については、この表記では、時間外勤務、残業ありきの割合になっています。働き方改革を推進するならば、「勤務時間の7時間45分を確実に守っている割合」を具体的な指標に入れるべきです。学校はあまりにも教職員一人一人の自主自発に頼りすぎです。それを前提としたこの目標指標は納得できません。勤務時間を守る。勤務時間内で仕事が完結する学校運営そして基本計画であるべきであると思います」。これに関しましては「業務負担軽減」を、ICTの効果的活用や部活動の社会体育への移行、指導要録や健康診断簿のデジタル化など、時間外の指導や事務的に時間を必要としたものを洗い出しながら取り組んでいることを指しています。その際に、子どもたちと接する時間や指導の時間が確保されると、教師としての指導力の向上を図る研修の時間も取れます。教師も若い教員が増えている現状からしますと、教育の質の向上は必須であり、「業務負担軽減」を行うことで、「教育の質の向上」を車の両輪と捉えて進めていかなければ、どちらもうまくいかに推進できないと捉えられます。決して教職員に多忙感をさらに与えるようなものではありません。子どもの教育に還元できる教育方針を、教師の働き方改革を示さずに進めていけないと捉えて設定したものであり、労働基準法などの条件を示すものではないとご理解いただきたいと思います」。これにつきましても、②の補足とさせていただきます。

次に、22番です。「P45 目標指標について改めてほしい。①「働き方改革の推進度」→「働き方改革が実感できたか。」②「時間外在校時間月上限45時間以上以内の教職員の割合」→「勤務時間に仕事が終わって帰宅できた教職員の割合」③「定時退勤推進日の完全実施率」→「定時退勤日に何%の教職員が持ち帰り仕事をせずに帰宅したのかの割合」④「職員のストレスチェックの実施と状況把握」→「職員のストレスチェックの実施と状況把握と防止対策の強化」、特に④は防止対策の強化というところまで目標指標に掲げてほしい」。これにつきましては、「具体的な御指摘ありがとうございました。(取組28)では、特に教職員の働き方改革を推進するために目標指標を設定しています。「働き方改革」についての課題は、校種や学校の規模、時期等によってさまざまな実態がみられます。そのため、一律に細かい指標は、作成せず、働き方改革の推進度を測るための最低限必要な3つの項目を設定しています。各学校に一番合った具体的な取組については、校長のリーダーシップのもと、それぞれの実態に応じた効果の上がる具体的な手法等を通して、「働き方改革」を推進していく必要があると考えます」ということで、これも②の補足としております。

24番でございます。「P37 実施事項②、(1)ライフステージに応じたスポーツ活動の推進(取組21)。②イ(1)②イの文中に『令和5(2023)年度から始まる中学校の～地域の実情の応じた整備に努める』とあります。学校現場で時間外労働の多くは、中学校における部活動です。徐々に改善していますが、教職員の自主自発に委ねられている部分が多く、試合や練習試合になると普段の

勤務時間よりも長くなる問題があります。この部活動については、教職員の勤務時間に密接にかかわっています。文部科学省や中央教育審議会においても「教師の勤務を要しない日（休日）」の活動も含めて、教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験のない教師には多大な負担となっている声もある。」（文部科学省・2020年9月）とあるように「長時間勤務の要因である」と明確にしています。このことを踏まえると、働き方改革の中に位置づけ、事業内容、目標指標を設定すべきであると思います。この意見に関しましては「御指摘ありがとうございました。働き方改革については、18、22の通りです。令和2（2020）年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の（休日の指導等を担う地域人材の確保）に記載の『教師に代わり生徒の指導や大会への引率を担う地域人材の確保に向けて、人材バンクを整備・活用し、関係団体と連携しながら、人材の育成からマッチングまでの民間人材の活用の仕組みを構築するなどの取組を行う。』が明記されており、本基本計画の（1）ライフステージに応じたスポーツ活動の推進（取組21）②イ（1）②イの文中に『令和5（2023）年度から始まる中学校の～地域の実情に応じた整備に努める』には、このことも含めた整備の強化が必要です。また、御指摘の目標指標については、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の『令和3年度以降教育委員会において兼職兼業の許可の仕組みを適切に運用できるよう～について整理を示すこととする。』となっており、現時点では、この条件整備が整っていないため目標指標の記載はしていません」。これは③の参考にさせていただきます。

次に、19番は教職員の定時退勤についての御意見でございます。「P45 目標指標の「定時退勤推進日の完全実施率」とありますが、表記が間違っていると思います。県教職員組合等と熊本県教育委員会との交渉で、当初は、「定時退勤推進日」としてスタートしましたが、その後「定時退勤日」になったと思います。また、定時退勤日の際に、単に時間の設定だけを完全実施率とするのではなく、持ち帰りの仕事がなく、家庭での時間や自分の時間の確保のために「完全実施」しているかを明記してほしいと思います。完全実施率では定時退勤日と職員室の黒板に書いてあるもの、仕事があるから時間外に残って仕事をしている状況や家庭に持ち帰っての仕事があるということでは、「完全実施率」とは言えないと思います。これにつきましては「御指摘ありがとうございました。「定時退勤推進日」の文言は、「定時退勤日」に訂正します」。これにつきましては、①の反映といたします。

次に20番でございます。これは、教職員のストレスチェックについての御意見でございます。「P45 「職員のストレスチェックの実施と状況把握」については、菊池市の学校衛生委員会が、年2回開催されていますが、毎年「ストレスチェック」の実施についての会議となっています。また、労働安全衛生法から見ても労使同数の委員会になっていません。学校現場の労働条件を踏まえた視察なども行われていません。菊池市教育委員会が主体的に業務を削減し、教職員の一人一人を大切にしたい施策を行ってほしいと思います」。この御意見に対しまし

ては「本年度も年に2回程度開催していきます。ストレスチェック制度の実施体制及び実施方法について確認したり、「菊池市立学校職員安全衛生管理規程」の第19条にある各学校における安全衛生部会にて協議いただいている内容で、全体の会議で協議すべき案件がある場合には、全体で審議すべき案件を審議していきます」。これにつきましては、②の補足とさせていただきます。

次に、21番、26番でございます。これは、基本計画における学校現場との連携についてということでございます。

21番でございます。「この第3期教育振興基本計画（素案）が学校で下ろされていません。なぜでしょうか。教職員の命に関わる働き方改革です。本当に実効性のあるものにしていくためには、学校現場の教職員一人一人から意見をもらってほしい」。これにつきましては、「学校現場や市民の方々からは、パブリックコメントを通して、多くの意見等を集約させていただきました。内容によっては、事前に意見等を吸い上げることも考えていきたいと思っております」。ということで③の参考とさせていただきます。

次に26番でございます。「P1 第1章、1、2、計画の策定にあたり、「菊池市教育大綱」国・県の「第3期教育振興基本計画」等を参照し「第2次菊池市総合計画」等との整合を図ったとありますが、現状をご存知の学校の先生方が参画されなかったために、このように盛りだくさんの計画が作られたのではないかと想像しています。あれもこれもと要求されて先生も子どもも息苦しくならないよう、もう少しゆるやかな計画にしていきたいです。質問：行政の事情に疎く、素朴な疑問ですが、お尋ねします。本計画（素案）を作る過程において、何らかの形で学校の先生方や子ども達に参加してもらうことはできなかったのでしょうか？」ということでございます。これにつきましては「多面的、多角的な視点で総合的に施策を打っていくために、盛りだくさんになっているように見えますが、これは学校教育課、生涯学習課、社会体育課等における視点であり、各学校が全ての視点に対して、対応するというものではありません。また、学校の先生や子どもたちが参画するという発想はとても重要です。内容によってはそのようなことも今後検討していきたいと思っております」。ということで③の参考にさせていただきます。

次に36番、37番でございます。これにつきましては、この計画における施策の量についての御意見でございます。

「P53～55 各施策による成果指標名及び目標値一覧、本計画（素案）が計画のための計画に過ぎないならば市民がコメントをお送りする必要はないのですが、このように大量の施策に数値目標がつけられてしまいますと、全ての関係者が数値にしばられ、窮屈で息苦しくなるでしょう。子どもの不登校やいじめは増え、教師は過労に、鬱になり、または早期退職を希望し、教育委員会の職員さんは課題と成果を検証するための作業が増え、みんなそろって苦しい思いをするのではないかと、一市民として心配しております。子どもが楽しく学校に行けるように、先生方がゆとりを持って教えられるように、数値化する目標は本当に必要なものだけにしばっていただきたいです」。この御意見につきましては「大

量の施策については、26でお答えした通りです。ご承知の通り、評価、検証は未来のためにあるもので、教師や子どもたちを追い込んでいくものではありません。目標に対して、関係者が互いに夢を語れるようにしていきたいと思います」ということで、これについては②の補足とさせていただきます。

次に37番でございます。「全体の量と数値目標について、一読させていただきましたが、その膨大な量に現場は対応できていくのかとても心配になりました。一つ一つのことにそれなりに価値があり大事なこともかもしれませんが、それを数値目標に向かって成し遂げていくにはあまりにも膨大な時間と労力が予想され、特に学校現場はますます疲弊していくのではないかと思います。数値目標は学校現場にはなじみません。(超過勤務削減など職員の負担軽減に関しては例外です。)子どもは年々違いますし、数値で測れない部分がたくさんあります。せめて設定してある数値目標の数を半分にできないでしょうか。子どもと一緒に学び遊ぶことを楽しみ、その成長を見守り喜び合う、そんなごく当たり前のことを仕事の喜びとして続けることが今の学校ではとても難しくなっております。定年を前に辞めていくベテランの方も少なくありません。勤務時間内に終われるような計画ができるよう、ぜひ学校現場で働く職員の声を聴いていただきたいと思います」。これに対しましては、「多面的、多角的な視点で総合的に施策を打っていくために、盛りだくさんになっているように見えますが、これは学校教育課、生涯学習課、社会体育課等における視点であり、各学校が全ての視点に対して、対応するというものではありません。評価を行い検証することで、施策に軽重が付けられ重点化が図れます。そうすることで、効率化を図っていきます。実態(成果と課題)も把握せずに施策を打つことは多忙感、負担感の増大につながります。教育行政としてこのような方法で施策を打つことで、学校に子どもと向き合う時間を確保し、御指摘のように学校に「当たり前」を取り戻していきたいと思います」。ということで②の補足とさせていただきます。

次に27番、29番でございます。これは子どもへの負担に関する御意見でございます。

「P3 1、教育をめぐる情勢(1)社会情勢の変化①～③、複雑で先行き不透明な社会で主体的に「生き抜く」ために、子ども達に多種多様な高い能力が求められていますが、生身の子ども達にこれらを要求するのは酷です。おとなにも無理でしょう。教育は、めざすべき人物像を掲げ叱咤激励してそこに向かわせるのではなく、まずは目の前にいる子どもを受け入れることから始まるのではないのでしょうか。ありのままの自分を受け入れてもらってこそ、子どもはおとなを信頼し、安心して育っていくことができます。自分がまるごと受け入れられる環境で成長できれば、特別に郷土への愛着や誇りを育てる教育を受けなくても、地域への親しみは自然に培われていくでしょう。社会のニーズに合わせて子どもに過大な要求をするのではなく、命と人権を大切にする、という普遍的でわかりやすいテーマを持つだけで十分だと考えます。求められている数多くの能力の中でも「コミュニケーション能力」は気になりました。内向的で自分の世界を豊かに持つ子どもさん、他の人とのコミュニケーションが苦手な子どもさん、発話が困難

な子どもさんもいらっしゃいます。それぞれの持ち味が大切にされるよう、同じ能力を一律に求めないようにしていただきたいです。」。これにつきましては「ご承知の通り、これからの時代に求められているのは資質・能力です。この資質・能力は全ての子どもたちが持っているもので、資質・能力を使って学習することにより、さらに、向上した資質・能力へとつながっていくものです。また、目的、目標の子どもたちに与える影響の大きさもご承知のことと思います。菊池市が掲げている目指す人物像は、できもしないような実態とかけ離れたものを設定しているものではありません。個に応じて柔軟に具体設定できるものになっております。御指摘の通り、現状を受け止め、手を伸ばせば届くような具体設定を行い、誰一人取り残さず、成長できるようにすることが、社会（大人）の責任ではないでしょうか。命、人権という普遍的なものを大切にしながら、一人一人がなりたい自分に向かって進んでいく営みを大切にしたいと思っています。コミュニケーション能力（資質・能力）の件についても御指摘の通りです。一人一人に応じたコミュニケーション能力を高めていくことを目指しています」。これは、③の参考とさせていただきます。

次に29番です。「P9 基本方針1～3、「育成」することが多く、特に基本方針3「グローバルな人財を育てる」の部分は、子どもに担わせるものが重過ぎます。おとなの考えだけで決めずに、当事者である子ども達と話し合いをされませんか？ 菊池独自の、楽しい、実現可能な方針ができると思います」。これにつきましては、「大人として、子どもたちを育てていく責任があることを示したものです。人生経験豊かな先人たちの知恵によって、子どもが成長することを導く必要があると考えます。「目的地を決めることが先か、乗り物を決めることが先か」ということから、目標を立てることで取組に対しての試行錯誤が生まれ、子どもの力を引き出していくことを方針の中心に据えています」。これは②の補足とさせていただきます。

次に34番でございます。「P42 (2) ①具体的施策、質問「愛の123+1」とはどんなものですか？」というものでございます。それに対しましては「不登校の未然防止や解消のための県下での共通実践の一つで、子どもが登校を渋り始めたという時期の素早い取り組みができるようになっていきます。1日目電話連絡、2日目家庭訪問、3日目チーム対応、+1は専門機関へつなぐことです。以上のような具体的で適切な取組を通して、不登校の未然防止や解消を推進していく共通実践のことです」とうことで②の補足としております。

次に35番でございます。35番につきましては、社会情勢による計画の見直しについての御意見でございます。「P52 3、新たな検討が必要となる事項への対応、「～急激に変化する～新たな課題が生じる場合も考えられ、計画の見直し等も含めて、柔軟で適時・適切な対応が必要な場面も予想されます。」とあります。新型コロナの問題はいつ終息するか予想ができませんし、大きな災害がいつ起きるかもわかりません。計画の見直しが必要になりましたら今度は是非、当事者（学校の先生、子ども、保護者、地域住民など）と一緒に話し合い、お互いに理解を深めながら決めていただきたいと願っております。今すぐ目に見える

形で数値的な成果を求めるのではなく、長い時間がたってから「豊かな教育を受けた」と市民が実感できるような方向に、本計画（素案）が見直されることを期待しています」。それに対しましては「御指摘ありがとうございます。内容によっては同様の考えを持っております。市民が実感できるような教育になるために、指導のみの教育ではなく、評価を確実にいき、常に改善を重ねていきたいと思っております」。ということで、③の参考とさせていただきます。

次に40番でございます。これはプログラミング教育に関する御意見でございます。「P51 プログラミング教育について、プログラミング教育が新たに導入されていますが、そのための人的支援は不可欠です」。その御意見に対しまして「熊本高等専門学校と「菊池市と熊本高等専門学校との小学校プログラミング教育に係る連携協力に関する協定」を結んでおり、プログラミング教育に関する指導計画の作成や教材の開発を行い、各学校に配布しています。さらに、1人1台端末にはジャストスマイル（小学校）やeライブラリ（中学校）等の授業支援ソフト（教材）が導入され、プログラミングの学習にいつでも活用できるよう整備を行い、各学校との連携を深めながら、プログラミング教育が、より充実していくように推進していきます。また、菊池市では、ICT支援員を導入し、各学校の実態に応じて授業支援をはじめ様々な支援をしていきます」。これは②の補足とさせていただきます。

次に41番でございます。これは、子どもの権利条約についての御意見でございます。「子どもの権利条約」について、本計画は子どもだけのものではありませんが、「子どもの権利条約」に基づいて作成されていることを明記していただき、子どもに関する部分は「子どもにとっての最善」の計画であること願ってやみません。子どもがどんな環境でも自分らしく自信をもって安心して学び暮らせるそんな菊池市であってほしいと心より願っております」。これに対しましては「ご指摘の通りです。そのような計画を目指しています。「子どもの権利条約」は、平成元（1989）年国連で採択され、平成6（1994）年わが国でも効力が生じています。この条約は、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したもので、更に一層、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。また、その後、文部事務次官通知でも、その詳細について具体的に示されています。本計画に条約名は明記していませんが、その内容等については、一人一人を大切にされた教育を展開していけるように配慮した内容になっています」。これは②の補足とさせていただきます。

最後、44番でございます。これは、人権教育に関する御意見でございます。「P27～P28 グローカルな人財について、オリンピックをめぐるいくつかの解任事案は、それぞれの分野で優秀であっても、人権意識・感覚が欠けていては国際的には通用しない事を示しました。文章化を求めるわけではありませんが、教育の土台として人権教育はますます重要であると感じています」。これにつきましては「人権教育については、教育の根幹に人権教育を位

置付け、全ての教育活動の中で、意図的計画的に推進していきます」ということで、③の参考とさせていただきます。

以上で、長くなりましたが、パブリックコメントに対する御意見と、それに対する教育委員会の考え方を御説明申し上げます。以上でございます。

音光寺教育長 ありがとうございます。では、ただいまの説明について、質疑及び御意見等はありませんでしょうか。

森職務代理人、お願いします。

森教育長職務代理人 説明を詳しくいただきました。私もこの計画と一緒に作成させていただきましたけれども、改めてこの44件の御意見を読ませていただいて、本当に菊池の子供たちのこと、それから先生方のこと、現場のことをとても考えていただいており、ただ数値とかですぐ目標に向かって頑張るのではなくて、豊かな子供たちの心を育てていくとか、これから未来に向かって立派な大人になっていく、そういう子供を育ててもらいたいというのがとても伝わってきて、大変ありがたい意見をいただいたなと思いました。

今、教育委員会のほうから、いろいろ参考にしたいとか補足説明とかありましたけれども、やはり今まで私たちがこの委員会として受け答えしたことを、ぜひこれから実際に現場におろしていく中で、考え方や最も思いの中心となるところを、現場に対してはしっかり見ていかなければいけないんじゃないかなと思います。幾つか書いてありますけれども、ただ目標数値ばかりでなくて、その裏にある御苦労とか、また、いろんな課題なんかも、改めて見ていかなければならないかなと思いました。

ただ、この基本計画ということは、全体、そつなくいろんな内容を取り上げてありますので、これが全部、全体に理想的にでき上がるということは本当に難しいことですけれども、少しでも考え方など、教育現場としては、そういうことを思っただけだったらいいなと思いつつながら、お話を聞いておりました。

以上です。

音光寺教育長 ありがとうございます。ほかに御意見ありませんでしょうか。

生田委員、お願いします。

生田委員 詳しい説明をありがとうございました。

今回のパブコメは44件もいただいたわけですが、その中で反映というのは2項目しかなかったわけですが、それ以外の項目についても、それぞれのいただいた意見に対して、委員会のほうから丁寧に説明されておりますし、計画の意図といいますか、考え方も、質問に答えることによってより内容が深まり理解できるようなことにつながっているんじゃないかなというふうに思います。

計画は、今お話がありましたように、計画の性格としては、網羅的に、全般的に書かざるを得ないというものではないかなと思いますが、これを基に、いただ

いた意見も含めて、実際に子供たちを含めた教育、あるいは生涯学習、いろんな面で具体的に生かしていくことがこれからの課題といたしますか、取り組んでいく方向じゃないかなというふうに思いますので、振興計画としては、なかなかいいものできているんじゃないかなという感想を持っております。

以上です。

音光寺教育長 ありがとうございます。ほかに御意見や御質問はありませんでしょうか。

では、ただいま学校教育課長のほうから説明がありました2件、御意見をパブリックコメントから反映させるというものがございました。番号で言いますと、7番の目標指数の男女共同参画社会を目指したというところと、19番ですね、8ページのほうの定時退勤推進日の完全実施率というところの件ですね。この2件について反映させるということで、採択したいと思います。この2件を反映するということですのでよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、この2件については、反映するというので決定したいと思います。

村田課長。

村田学校教育課長 2件を反映するとのこと御承認いただきましたので、まず、教育振興基本計画の訂正箇所を今の部分を含めて再度御説明申し上げたいと思います。

まず、14ページの教育基本方針の1をお願いします。そこに、目標指標の中も、道徳の授業における男女共同参画社会を取り入れた実施率ということに訂正いたします。以前は、「男女共同参画社会を目指した道徳授業実施率」ということになっておりましたので、それを「道徳授業における男女共同参画社会を取り入れた実施率」ということに変えさせていただきます。

それと45ページ、目標指標の中で「定時退勤日の完全実施率」としております。これにつきましては、以前は「定時退勤推進日の完全実施率」となっておりましたものを「定時退勤日の完全実施率」というふうに変えたいと思います。

もう一つ、28ページをお願いしたいと思います。この目標指数の中で、以前は、ユネスコスクールへの加盟率というところで掲載しておりましたが、ユネスコスクールへの加盟を推進しないこととしましたので、これは目標指標から外すということで訂正をお願いしたいと思います。

その他、文言の中で多少のてにをはの訂正は、文脈の前後から訂正をしております。よろしく申し上げます。

音光寺教育長 では、今3点訂正がありましたので、よろしくをお願いしたいと思います。

では、ここで採決をしたいと思います。

議案第29号は原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたします。
長時間ありがとうございました。

それでは、ここでしばらく休憩をとりたいと思いますが、よろしく願います。

(休 憩)

音光寺教育長 では、引き続き議事に入りたいと思います。

では、5番目の報告案件につきまして、報告第24号、菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況について、説明を事務局よりお願いいたします。

木村指導主事、お願いします。

木村学校教育課指導主事 失礼します。本来は長尾指導主事からの報告になりますが、所用で来ておりませんので、代わって私のほうから報告させていただきます。

それでは、お手元のいじめ・不登校の報告案件資料を御覧ください。座って失礼させていただきます。

まず、1ページになります。1番目のグラフは、菊池市内の不登校児童生徒の経年推移です。平成29年度から増加傾向にあります。昨年度は過去最多の90名の児童生徒の不登校を出しております。

2段目のグラフは、不登校児童生徒数のグラフになります。30日以上欠席している不登校の児童生徒は、7月末現在で小学生が18名、中学生が35名となっております。

3段目のグラフは、平成30年度からは月ごとの推移になります。過去3年間と比較しても、本年度は不登校児童生徒数が多いことが分かります。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。

1段目のグラフは、不登校傾向のグラフとなります。10日以上30日未満欠席している不登校傾向の児童生徒は、7月末現在で小学生9名、中学生17名となっております。

2段目、3段目のグラフは、不登校53名と登校傾向26名をそれぞれ各年別に見たものになります。

3ページからは長尾指導主事に代わりたいと思います。

音光寺教育長 では、長尾指導主事、お願いします。

長尾学校教育課指導主事 失礼いたします。

3ページ目から説明させていただきます。

1段目ですが、79名は、学年別に不登校と不登校傾向の児童生徒を合わせたものになります。学年別に見たものとなります。気になる学年ですが、中学校2

年生が最も多く、次いで中学校1年生、3年生、小学校5年生の順となっております。

また、小学校18名の不登校のうち前年度も不登校だった児童は9名、中学校35名の不登校のうち前年度も不登校だった生徒は29名というふうになっております。

前年度不登校だった児童生徒が不登校になりやすい傾向にありますので、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携を図りながら、不登校の早期解消に努めるよう学校に呼びかけていきたいと思っております。

続いて、いじめの報告です。

7月のいじめの報告は小学校、中学校ともに、いじめなしの報告を受けております。

8月25日から前期の後半が始まります。先日行われた校長会議では、子供たちがよいスタートを切ることができるよう、気になる児童生徒については電話連絡や家庭訪問などで家庭での様子を確認するなど、お願いをしているところです。

さらに、18歳以下の自殺についてですが、全国の統計で長期休業明けにかけて増加するという傾向にありますので、児童生徒や保護者との相談体制の強化というのも強くお願いをしているところです。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。

上のグラフですが、適応指導教室利用状況を示しております。現在8名の児童生徒が申請しております。それぞれの適応指導教室の相談件数と相談内容を書いてあります。4つの適応指導教室の7月の相談件数は83件というふうになっております。

適応指導教室相談員の相談の内訳ですが、学習、進路についてが最も多く、次いで生活習慣についての相談が多いというふうになっております。

7月5日と7日にK i C R O S Sと菊池教室で、適応指導教室の交流会を行いました。内容は、紙玉鉄砲、竹笛づくりを行いました。参加した6名の子供たちは楽しく一生懸命に取り組むことができました。

菊池教室の宇野指導員が、紙玉鉄砲と竹笛の材料である竹を、準備万端にしていたのもあり、すばらしい交流会ができました。参加していた大人たちも、参加していた子供のように熱中しておりました。

9月5日に計画しておりましたサマースクールについてですが、まん延防止等重点措置のために中止を余儀なくされました。適応指導教室の交流会については、リモートで行うなど、いろいろな方法を考えて、今後進めてまいりたいと思っております。

続きまして、資料の6ページから8ページにかけてですが、心の教室相談の状況を書いてあります。7月の心の教室相談件数は126件となっております。

相談の内容ですが、学年部や部活動顧問から出た情報を基に、すぐにそれぞれの生徒の面談を行うという報告が上がっていました。

子供たちの学校生活における様々な困り感に、先生たちと協力しながら丁寧に対応していただいております。

該当校の相談件数は、30件上がっております。

いじめ事案で、被害児童の休み時間などの見守りというのを行ったりしていただいています。5年生の間で、日常のささいな人間関係、友達関係についての相談が多いようです。

最後のページを御覧ください。

一番下のグラフは菊池市のスクールソーシャルワーカーの相談件数となっております。7月は21件の相談で、主に5名の児童生徒の支援を行っております。学校支援コーディネーターの相談対応件数は36件となっております。適応指導教室相談員、子育て支援課菊池市に配置されているスクールソーシャルワーカーと連絡調整を行い、情報を共有しており、7月も不登校に関する相談を中心に関わっていただいております。

報告は以上となります。

音光寺教育長 では、ただいまの報告について質疑及び御意見はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

増永委員どうぞ。

増永委員 不登校が今年度やっぱり大分増えているなど、数字で見るとですね。非常に気になる場所なんですけど、今現在のコロナ禍に関して、直接はないと思うんですけど、副次的に影響があるとか、具体的なところは分からないと思うんですけども、その辺が影響して不登校が増えたのか。あるいは、それは全く関係ないのか。その辺はどういうふうに捉えられているのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

音光寺教育長 長尾指導主事どうぞ。

長尾学校教育課指導主事 失礼いたします。

まず、令和元年度についてが68名、昨年度、令和2年度が90名、コロナ禍での学校の休業が昨年度の5月いっぱいまでで、6月からスタートだったということで、やはり昨年度は22名の増加というところで、これについての分析を昨年度しておりました。

昨年度は、まず、不登校の主な要因は、不安による欠席というのが一番でした。それが大体4割を占めております。その次に多かったのがその他で、それがまた4割程度ありました。その他に次ぐのが、人間関係と家庭の生活習慣です。家庭の生活習慣が2割ぐらい、人間関係が若干名、1割にも満たなかったところ。その他の要因というのが、おとしに比べると2倍ぐらい割合的には増えておまして、不安でもない人間関係でもない、あと、そういった要因ではないその他ということ、何か分からないけど、学校を子供たちが休む状況というふうな感じで学校は捉えておまして、やはりそれはコロナの影響で不登校が増えているというふうなことが一つ言えると思います。

本年度も引き続き、昨年度を上回るような増加傾向が見られますので、コロナの影響がやっぱり非常に大きく不登校には影響しているのかなと分析をしております。

学校教育課だけでなく、子育て支援課や健康推進課と福祉課、4課の連携を、定期的に行っておりますけども、それぞれの連携を強くしながら、子供たちをしっかり見守っていきたいと考えているところです。

音光寺教育長 よろしいでしょうか。

増永委員 はい。

音光寺教育長 他にありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 ないようですので、6番目のその他に入りたいと思います。
事務局のほうから何かありましたら、お願いします。

事務局 ありません。

音光寺教育長 では、特にないということですので、本日の委員会はこれで閉会したいと思います。御起立をお願いします。

では、以上をもちまして、令和3年第8回菊池市教育委員会を終了いたします。
お疲れさまでした。

— 了 —